



# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県選管告示第十九号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条第一項、第二条及び第四条第二項の規定により、岡山県議会議員及び岡山市議会議員の任期満了による選挙を次のとおり同時に執行する。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙の期日 令和五年四月九日
- 二 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数

### (1) 岡山県議会議員選挙

選挙区	議員の数	選挙区	議員の数
岡山市北区・加賀郡	八人	高梁市	一人
岡山市中区	四人	新見市	一人
岡山市東区	三人	備前市・和气郡	二人
岡山市南区	四人	瀬戸内市	一人
倉敷市・都窪郡	十四人	赤磐市	一人
津山市・苫田郡・勝田郡	四人	真庭市・真庭郡	一人
玉野市	二人	美作市・英田郡	一人
笠岡市	二人	浅口市・浅口郡	一人
井原市・小田郡	二人	久米郡	一人
総社市	二人		

### (2) 岡山市議会議員選挙

選挙区	議員の数	選挙区	議員の数
北区	二十人	東区	六人
中区	九人	南区	十一人

◎岡山県選管告示第二十号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

候補者氏名 こうほしゃしめい	 <p>令和五年執行 岡山県議会議員選挙投票行</p> <p>○注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>印</p>
-------------------	---

備考

- 一 印は岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 二 紙の色はうす水色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県選管告示第二十一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和五年三月三十一日 午後六時  
二 場 所 岡山市中区古京町一丁目七番三十六号 岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室

◎岡山県選管告示第二十二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙及びこれと同時に執行する岡山市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付しない場合の投票及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を、次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 投票の順序

(1) 岡山県議会議員選挙

(2) 岡山市議会議員選挙

二 開票の順序

(1) 岡山県議会議員選挙

(2) 岡山市議会議員選挙

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

選挙区	選挙長		選挙長職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
岡山市北区	岡山市北区	國貞 繁樹	岡山市北区	宮井 宏
岡山市中区	岡山市中区	森 眞代	岡山市中区	田邊 強
岡山市東区	岡山市東区	菅 京子	岡山市東区	小松原 閑
岡山市南区	岡山市南区	高橋 正己	岡山市南区	橋本 尚美
倉敷市	倉敷市	大熊 裕司	倉敷市	出宮 教治
津山市	津山市	河島 邦生	津山市	眞名子明美
玉野市	玉野市	小川 栄一	玉野市	西村 洋子
笠岡市	笠岡市	長安 政雄	笠岡市	小林健一郎
井原市	井原市	国末 博之	井原市	吉實 典子
総社市	総社市	岡本 勲	総社市	秋山 勉
高梁市	高梁市	黒川 康司	高梁市	橋本 憲
新見市	新見市	小村 幸男	新見市	中山 博文
備前市	備前市	細見 峰一	備前市	濱山 一泰
瀬戸内市	瀬戸内市	岡 利信	瀬戸内市	山本 正樹
赤磐市	赤磐市	本莊 眞二	赤磐市	池本 耕治
真庭市	真庭市	織田 龍樹	真庭市	福山眞知子
美作市	美作市	小林 富雄	美作市	小嶋 忠良
浅口市	浅口市	川上 弘道	浅口市	柚木 章宏
久米郡	岡山市北区	宗長 和則	苫田郡鏡野町	岡本 幸広

◎岡山県選管告示第二十三号  
 令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における各選挙区の選挙長及びその職務代理人を次のとおり選任した。  
 令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会  
 委員長 大 林 裕 一

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第二十四号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における各選挙区の選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

選挙区	日 時	場 所
岡山市北区 ・加賀郡	令和五年四月十日 午後二時	岡山市役所本庁舎一階 岡山北区選挙管理委員室
岡山市中区	令和五年四月九日 午後九時十五分	岡山ドーム
岡山市東区	令和五年四月九日 午後九時十五分	体験学習施設百花プラザ多目的ホール
岡山市南区	令和五年四月九日 午後九時十五分	岡山ドーム
倉敷市・都窪郡	令和五年四月十一日 午前十時	倉敷市役所五階五〇二会議室
津山市・苫田郡 ・勝田郡	令和五年四月十日 午後一時三十分	津山市役所東庁舎一階会議室
玉野市	令和五年四月九日 午後八時十五分	玉野市総合体育館ミーティングホール
笠岡市	令和五年四月九日 午後八時十五分	笠岡市民体育センター
井原市・小田郡	令和五年四月十一日 午前十時	井原市役所五階五〇一会議室
総社市	令和五年四月九日 午後八時十五分	総社市総合福祉センター三階大会議室
高梁市	令和五年四月九日 午後八時十五分	高梁市民体育館
新見市	令和五年四月九日 午後八時十五分	新見市役所南庁舎三階大会議室
備前市・和気郡	令和五年四月十日 午後一時三十分	備前市役所三階大会議室
瀬戸内市	令和五年四月九日 午後八時十五分	牛窓町公民館二階大講座室
赤磐市	令和五年四月九日 午後八時十五分	赤磐市山陽ふれあい公園総合体育館
真庭市・真庭郡	令和五年四月十日 午後一時三十分	真庭市役所三階会議室(一)
美作市・英田郡	令和五年四月十日 午後一時三十分	美作市美作市民センター三階視聴覚室

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

久米郡	浅口市・浅口郡
令和五年四月十日 午後二時	令和五年四月十一日 午前十時
美作県民局本館五階大会議室	浅口市役所三階第二会議室

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第二十五号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙に関し、岡山県選挙管理委員会の事務取扱場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 選挙公報、政治活動、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラ作成の公営並びに選挙運動費用収支報告に関する事務

令和五年三月三十一日

岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室

岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局

二 右に掲げる事務以外の事務

選挙区		区分		事務取扱場所	
笠岡市	玉野市	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局
			午前八時三十分から正午まで		
津山市・苫田郡・勝田郡	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局
		午前八時三十分から午前九時まで			
倉敷市・都窪郡	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局
		午前八時三十分から午前十時まで			
岡山市南区	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局
		午前八時三十分から正午まで			
岡山市東区	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局
		午前八時三十分から正午まで			
岡山市中区	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局
		午前八時三十分から正午まで			
岡山市北区	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局
		午前八時三十分から正午まで			
笠岡市	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	岡山県庁分庁舎二階二〇一研修室	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局	岡山県庁八階岡山県選挙管理委員会事務局
		午前八時三十分から正午まで			

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和気郡	新見市	高梁市	総社市	井原市・小田郡	令和五年三月三十一日					
											午前八時三十分から午前十時まで					
右記以外の日時	令和五年三月三十一日	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	右記以外の日時	令和五年三月三十一日	右記以外の日時	井原市役所五階五〇一会議室					
岡山県選挙管理委員会事務局美作分局 (美作県民局地域政策部総務課)	美作県民局本館五階大会議室	浅口市役所三階第一会議室	美作市選挙管理委員会事務局	真庭市役所三階会議室(三)	赤磐市選挙管理委員会事務局	瀬戸内市選挙管理委員会事務局	瀬戸内市役所三階会議室	備前市選挙管理委員会事務局	備前市役所三階大会議室	新見市選挙管理委員会事務局	新見市役所三階第五委員会室	高梁市選挙管理委員会事務局	高梁市役所五階会議室	総社市選挙管理委員会事務局	総社市総合福祉センター三階大会議室	井原市選挙管理委員会事務局

◎岡山県選管告示第二十六号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における次の開票区の開票事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

岡山市中区、岡山市東区、岡山市南区、玉野市、笠岡市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市及び赤磐市

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡北加県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）

選挙長 國 貞 繁 樹

一 令和五年三月三十一日午前八時三十分から正午まで

岡山市役所本庁舎七階大会議室

二 一以外の日時

岡山市北区選挙管理委員会事務局

## ◎岡中県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（岡山市中区選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（岡山市中区選挙区）

選挙長 森 眞 代

一 令和五年三月三十一日午前八時三十分から正午まで

岡山市中区役所二階多目的ホール

二 一以外の日時

岡山市中区選挙管理委員会事務局

## ◎岡東県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（岡山市東区選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（岡山市東区選挙区）

選挙長 菅 京 子

一 令和五年三月三十一日午前八時三十分から正午まで

岡山市東区役所三階多目的ホール

二 一以外の日時

岡山市東区選挙管理委員会事務局

## ◎岡南県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（岡山市南区選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（岡山市南区選挙区）

選挙長 高 橋 正 巳

一 令和五年三月三十一日午前八時三十分から正午まで

岡山市南区役所四階会議室

二 一以外の日時

岡山市南区選挙管理委員会事務局

## ◎倉都県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（倉敷市・都窪郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（倉敷市・都窪郡選挙区）

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

- 令和五年三月三十一日午前八時三十分から午前十時まで  
倉敷市役所二階二〇七会議室  
選挙長 大熊裕司
- 一以外の日時  
倉敷市選挙管理委員会事務局

◎津苫勝県議選告示第一号  
令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（津山市・苫田郡・勝田郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。  
令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（津山市・苫田郡・勝田郡選挙区）  
選挙長 河島邦生

- 令和五年三月三十一日  
津山市役所東庁舎一階会議室
- 一以外の日時  
津山市選挙管理委員会事務局

◎玉県議選告示第一号  
令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（玉野市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。  
令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（玉野市選挙区）  
選挙長 小川栄一

- 令和五年三月三十一日午前八時三十分から午前九時まで  
玉野市役所四階第一委員会室
- 一以外の日時  
玉野市選挙管理委員会事務局

◎笠県議選告示第一号  
令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（笠岡市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。  
令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（笠岡市選挙区）  
選挙長 長安政雄

- 令和五年三月三十一日  
笠岡市役所分庁第四二階大会議室
- 一以外の日時  
笠岡市選挙管理委員会事務局

◎井小県議選告示第一号  
令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（井原市・小田郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。  
令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（井原市・小田郡選挙区）  
選挙長 国末博之

- 令和五年三月三十一日午前八時三十分から午前十時まで  
井原市役所五階五〇一会議室
- 一以外の日時  
井原市選挙管理委員会事務局

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎総県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（総社市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（総社市選挙区）

選挙長 岡 本 勲

一 令和五年三月三十一日

総社市総合福祉センター三階大会議室

二 一以外の日時

総社市選挙管理委員会事務局

## ◎高県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（高梁市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（高梁市選挙区）

選挙長 黒 川 康 司

一 令和五年三月三十一日

高梁市役所五階会議室

二 一以外の日時

高梁市選挙管理委員会事務局

## ◎新県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（新見市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（新見市選挙区）

選挙長 小 村 幸 男

一 令和五年三月三十一日

新見市役所三階第五委員会室

二 一以外の日時

新見市選挙管理委員会事務局

## ◎備和県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（備前市・和気郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（備前市・和気郡選挙区）

選挙長 細 見 峰 一

一 令和五年三月三十一日

備前市役所三階大会議室

二 一以外の日時

備前市選挙管理委員会事務局

## ◎瀬県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（瀬戸内市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（瀬戸内市選挙区）

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

- 一 令和五年三月三十一日 選挙長 岡 利 信
- 二 一以外の日時 瀬戸内市役所三階会議室

## ◎赤磐市選挙管理委員会事務局

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（赤磐市選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（赤磐市選挙区）

選挙長 本 莊 眞 二

- 一 令和五年三月三十一日午前八時三十分から正午まで

赤磐市役所二階大会議室

- 二 一以外の日時

赤磐市選挙管理委員会事務局

## ◎真庭市選挙管理委員会事務局

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（真庭市・真庭郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（真庭市・真庭郡選挙区）

選挙長 織 田 龍 樹

- 一 令和五年三月三十一日

真庭市役所三階会議室（三）

- 二 一以外の日時

真庭市選挙管理委員会事務局

## ◎美英市選挙管理委員会事務局

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（美作市・英田郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（美作市・英田郡選挙区）

選挙長 小 林 富 雄

- 一 令和五年三月三十一日

美作市美作市民センター二階研修室

- 二 一以外の日時

美作市選挙管理委員会事務局

## ◎浅口市選挙管理委員会事務局

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（浅口市・浅口郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（浅口市・浅口郡選挙区）

選挙長 川 上 弘 道

- 一 令和五年三月三十一日

浅口市役所三階第一会議室

- 二 一以外の日時

浅口市選挙管理委員会事務局

◎久県議選告示第一号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（久米郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（久米郡選挙区）

選挙長 宗 和 則

一 令和五年三月三十一日

美作県民局本館五階大会議室

二 一以外の日時

岡山県選挙管理委員会事務局美作分局（美作県民局地域政策部総務課）

◎岡北加県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）

選挙長 國 貞 繁 樹

日時 令和五年四月六日 午後五時二十分

場所 岡山市北区選挙管理委員会事務局

◎岡中県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（岡山市中区選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（岡山市中区選挙区）

選挙長 森 眞 代

日時 令和五年四月六日 午後五時二十分

場所 岡山市中区選挙管理委員会事務局

◎岡東県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（岡山市東区選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（岡山市東区選挙区）

選挙長 菅 京 子

日時 令和五年四月六日 午後五時十分

場所 岡山市東区選挙管理委員会事務局

◎岡南県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（岡山市南区選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（岡山市南区選挙区）

選挙長 高 橋 正 巳

日時 令和五年四月六日 午後五時十五分

場所 岡山市南区選挙管理委員会事務局

◎倉都県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（倉敷市・都窪郡選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（倉敷市・都窪郡選挙区）

選挙長 大熊裕司

日時 令和五年四月六日 午後五時十分

場所 倉敷市選挙管理委員会事務局

## ◎津苫勝県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（津山市・苫田郡・勝田郡選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（津山市・苫田郡・勝田郡選挙区）

選挙長 河島邦生

日時 令和五年四月六日 午後五時十分

場所 津山市役所東庁舎一階会議室

## ◎玉県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（玉野市選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（玉野市選挙区）

選挙長 小川栄一

日時 令和五年四月六日 午後五時五分

場所 玉野市選挙管理委員会事務局

## ◎笠県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（笠岡市選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（笠岡市選挙区）

選挙長 長安政雄

日時 令和五年四月六日 午後五時十分

場所 笠岡市役所分庁第四 二階大会議室

## ◎井小県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（井原市・小田郡選挙区）における選挙会に關し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（井原市・小田郡選挙区）

選挙長 国末博之

日時 令和五年四月六日 午後五時十分

場所 井原市役所四階四〇三会議室

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎総県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙(総社市選挙区)における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙(総社市選挙区)

選挙長 岡 本 勲

日時 令和五年四月六日 午後五時十五分

場所 総社市選挙管理委員会事務局

## ◎高県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙(高梁市選挙区)における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙(高梁市選挙区)

選挙長 黒 川 康 司

日時 令和五年四月六日 午後五時十分

場所 高梁市選挙管理委員会事務局

## ◎新県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙(新見市選挙区)における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙(新見市選挙区)

選挙長 小 村 幸 男

日時 令和五年四月六日 午後五時十五分

場所 新見市選挙管理委員会事務局

## ◎備和県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙(備前市・和気郡選挙区)における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙(備前市・和気郡選挙区)

選挙長 細 見 峰 一

日時 令和五年四月六日 午後五時十分

場所 備前市役所四階会議室四―二

## ◎瀬県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙(瀬戸内市選挙区)における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。



◎久県議選告示第二号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（久米郡選挙区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

岡山県議会議員選挙（久米郡選挙区）

選挙長 宗 長 和 則

日時 令和五年四月六日 午後五時  
場所 美作県民局本館五階大会議室